

ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

令和2年12月1日

名古屋市上下水道局

ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、名古屋市下水道条例（昭和22年名古屋市条例第35号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、ディスポーザ排水処理システムの取扱いについて必要な事項を定めることにより、システムの適切な使用及び維持管理の確保等を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① ディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。） 生ごみを破碎し、これを排水処理部で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体をいう。
- ② 使用者 システムを使用する者をいう。
- ③ 管理組合等 集合住宅等において、第8条に規定するシステムの維持管理を前号の使用者に代わって行う者をいう。
- ④ メーカー システムを製造する者をいう。
- ⑤ 販売店 システムを販売する者をいう。

(設置機種)

第3条 設置するシステムは、公益社団法人日本下水道協会（以下、「下水道協会」という。）の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)」（平成25年3月）に従い下水道協会の製品認証を受けたものでなければならない。

(新設、増設又は改築の承認)

第4条 システムを新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）しようとする者は、条例第12条に基づき届け出て、局長に新設等の承認を受けなければならない。

2 前項の届け出を行うときは、名古屋市下水道条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規定第58号）第21条第1項の規定によるほか次の書類を添付しなければならない。

- ① ディスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する計画書（第1号様式）
- ② 下水道協会による製品認証書の写し（ディスポーザ部・排水処理部）
- ③ 維持管理業務委託契約書の写し。ただし、届け出をするときに維持管理契約を締結していないときは、維持管理業務委託契約確約書（第2号様式）
- ④ システムの構造及び保守点検に関する図面、資料等
- ⑤ その他局長が必要と認めるもの

(維持管理)

第5条 使用者又は管理組合等は、設置したシステムの性能を保持するため、維持管理に関して前条第2項第1号の計画書に基づき適正な管理をしなければならない。

2 使用者又は管理組合等は、システムの維持管理に関して局長の指示に従わなければならない。

3 使用者又は管理組合等は、システムの使用にあたり公共下水道に影響を及ぼす事故

や故障が発生したときは、必要な措置を講じるとともに直ちに局長に報告しその指示に従わなければならない。

(資料の保管及び提出)

第6条 使用者又は管理組合等は、設置したシステムについての維持管理に関する資料等を3年間保管しなければならない。

2 使用者又は管理組合等は、システムが適正に管理されていることを局長が確認するため、前項の資料等の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならない。

(立入調査等)

第7条 局長は、下水道法(昭和33年法律第79号)第13条に基づき、使用者又は管理組合等に対して立入調査を行うことができる。

2 使用者又は管理組合等は、前項の調査に協力しなければならない。

(使用者又は管理組合等の義務の継承等)

第8条 システムの設置された建築物を譲渡又は貸し付けるときは、この建築物の譲受人等は、この要綱で定める使用者又は管理組合等の義務を継承する。

(メーカー及び販売店の責務)

第9条 メーカー及び販売店は、システムを販売するときには、第4条第1項に規定する者、使用者又は管理組合等に対し、この要綱に掲げる事項を遵守する責務があることを説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

第 1 号様式

ディスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する計画書

年 月 日

設置場所		水栓番号	第 号
建物名称			
	ディスポーザ部	排水処理部	
システム 製品認証	認証番号 用途 戸建用・集合住宅用 認証取得者名 担当者 電話	認証番号 用途 戸建用・集合住宅用 処理タイプ 生物処理・機械処理 認証取得者名 担当者 電話	
維持管理 業者	名称 電話	名称 電話	
設置数量	個		個
システム の仕様	型式 製造者	型式 製造者	
	構造 別紙のとおり	設計人員 人 計画生ごみ量 kg/日 計画汚水量 m ³ /日 構造 別紙のとおり 算定根拠 別紙のとおり	
維持管理 点検頻度	点検内容・頻度	点検内容・頻度	
	定期点検の頻度	定期点検の頻度 水質検査の頻度 汚泥引抜の頻度 (生物処理タイプ) 配管内の点検頻度 清掃頻度	
点検項目	別紙のとおり	別紙のとおり	
点検 記録表	別紙のとおり	別紙のとおり	

維持管理業務委託契約確約書

年 月 日

(あて先) 名古屋市上下水道局長

申請者 住所
氏名

ディスポーザ排水処理システムにかかる取付管・排水設備・水洗便所工事(承認)申請書の届出にあたり、現時点で、使用者又は管理組合等と維持管理業者との間で維持管理業務委託契約が締結できておりません。

上記の契約を締結しだい、速やかに契約書の写しを提出します。契約締結までの間は、申請者が責任を持って維持管理を行うことを確約します。

記

設置場所：

建物名称：

設置型式：ディスポーザ部ー、排水処理部ー

使用開始予定日：

ディスポーザ部設置数： 個

排水処理部設置数： 個

連絡先(担当者・電話)：

第 1 号様式

ディスプレイ排水処理システムの維持管理に関する計画書（記入例）

令和〇〇年 〇月 〇日

設置場所	中区三の丸三丁目 1 番地 1 号	水栓番号	第 123456 号
建物名称	マンション名古屋市役所		
	ディスプレイ部	排水処理部	
システム 製品認証	認証番号 用途 戸建用・ 集合住宅用	認証番号 用途 戸建用・ 集合住宅用	処理タイプ 生物処理 ・機械処理
	認証取得者名 AA(株) 担当者 名古屋 一郎 電話 052-000-0000	認証取得者名 BB(株) 担当者 名古屋 二郎 電話 052-000-0000	
維持管理 業者	名称 CC(株) 電話 052-000-0000	名称 DD(株) 電話 052-000-0000	
設置数量	100 個	1 個	
システム の仕様	型式 AA 5 型 製造者 AA(株)	型式 BB 3 型 製造者 BB(株)	
	構造 別紙のとおり	設計人員 400 人 計画生ごみ量 100 kg/日 計画汚水量 1.2 m ³ /日 構造 別紙のとおり 算定根拠 別紙のとおり	
維持管理 点検頻度	点検内容・頻度	点検内容・頻度	
	定期点検の頻度 1 回/月	定期点検の頻度 1 回/月 水質検査の頻度 2 回/年 汚泥引抜の頻度 都度 (生物処理タイプ) 配管内の点検頻度 2 回/年 清掃頻度 2 回/年	
点検項目	別紙のとおり	別紙のとおり	
点検 記録表	別紙のとおり	別紙のとおり	

第 2 号様式

維持管理業務委託契約確約書（記入例）

令和〇〇年 〇月 〇日

名古屋市上下水道局長 様

申請者 住所 中区三の丸三丁目 1 番地 1 号
氏名 名古屋 太郎

ディスポーザ排水処理システムにかかる取付管・排水設備・水洗便所工事（承認）申請書の届出にあたり、現時点で、使用者又は管理組合等と維持管理業者との間で維持管理業務委託契約が締結できておりません。

上記の契約を締結しだい、速やかに契約書の写しを提出します。契約締結までの間は、申請者が責任を持って維持管理を行うことを確約します。

記

設置場所：中区三の丸三丁目 1 番地 1 号

建物名称：マンション名古屋市役所

設置型式：ディスポーザ部－A A 5 型、排水処理部－B B 3 型

使用開始予定日：平成〇〇年 〇月 〇日

ディスポーザ部設置数：100 個

排水処理部設置数： 1 個

連絡先（担当者・電話）：名古屋 太郎・052-000-0000